

# 配当金の口座受取りの制度を ご案内いたします

### 配当金を銀行口座で受取りたい

登録配当金受領口座方式 または 個別銘柄指定方式

#### 【登録配当金受領口座方式】

ご所有の全ての銘柄の配当金を1つの銀行(※)口座でお受取りいただけますので、配当金をまとめて管理したい株主様に便利です。お取引の証券会社のうち1社にお申し出いただくことで、全ての銘柄の配当金を同一銀行口座でお受取りいただけます。

※ ゆうちょ銀行は、指定できません。

#### 【個別銘柄指定方式】

株式をご所有の銘柄ごとに銀行口座を指定して、配当金をお受取りいただけます。

### 配当金を証券会社の口座で受取りたい

株式数比例配分方式

配当金を証券会社の口座で管理したい株主様に便利です。複数の証券会社で株式をご所有の場合でも、証券会社ごとのご所有株式数に応じて、配当金をそれぞれの証券会社の口座で按分してお受取りいただけます。お取引の証券会社のうち1社にお申し出いただくことで、株主様のご所有の全ての銘柄についてお手続きできます。

また、平成26年1月から開始した「NISA」少額投資非課税制度(※)において、配当金等を非課税とするには、本方式(株式数比例配分方式)を選択していただく必要があります。

ただし、ご所有の株式の一部が特別口座で管理されている場合、またはご所有の株式の一部が本方式を採用していない証券会社にご預託の場合には、本方式が適用されず、非課税とはなりませんのでご注意ください。

#### ※「NISA」少額投資非課税制度とは

- NISA口座で購入した上場株式等の配当金及び売買益等が5年間非課税になる制度です。
- 非課税投資枠は、新規購入額で年間上限100万円(最大500万円)で未使用枠の翌年以降の繰り越しはできません。
- すでにご所有の上場株式等は対象になりません。
- 本ご案内は平成26年1月時点の情報をもとに作成しております。税金に関する詳細につきましては、最寄の税務署、税理士等にお問合せください。

### 【お手続き・お問い合わせは…】

配当金の口座受取りに関するご相談は、お取引の  
証券会社等(口座管理機関)にお申し出ください

※ お受取りいただいていない過去の配当金のお受取り方法については、裏面をご覧ください

# お受取りいただけない配当金のお受取り方法について

## 配当金領収証をお持ちの場合のお受取り方法

払渡しの期間（銀行取扱期間）後、配当金をお受取りになる際には、

- ①表面「受領印（ご押印）」欄にご押印いただき、
- ②裏面「送金方法指定欄」に必要事項をご記入の上、下記郵送先にお送りください。

- ※ 「口座名義人」欄にはフリガナを必ずご記入ください。
- ※ 「ゆうちょ銀行貯金口座」をご指定の場合も、「口座名義人」欄をご記入ください。
- ※ 「株主様電話番号」欄には日中連絡のつくお電話番号をご記入ください。

配当金払渡しの期間（銀行取扱期間）はここに記載されています。

払渡しの期間  
平成〇〇年〇〇月〇〇日から  
平成〇〇年〇〇月〇〇日まで

会社の定める配当金支払最終日、または、配当金を受領できる期間（除斥期間）が記載されています。

**《裏面》**  
銀行払渡しの期間中のお支払い（お支払いの方法によりお受取りください。下記の取扱銀行で本証と引換に、表記払渡しの期間内にお受取りください。）  
① 現金払  
ゆうちょ銀行 全国本支店および出張所 ならびに郵便局（銀行代理業者）  
② 口座入金払  
この領収証によりゆうちょ銀行の貯金口座またはその他の銀行の預金口座へ振込ご入金となります。ただし、領収証発行日よりご入金手続は、表記払渡しの期間最終日の3営業日前までとなります。  
【ご注意】  
○支払金額を前記してあるものはお支払いいたしません。  
○配当金をお受取りの際は、表面の「受領印」欄に株主様のご印鑑をご押印ください。  
○高記金額のお支払いをする際、受取人確認のため本人であることの証明資料の提示をお願いすることがあります。  
○表記金額の受領を他人に委任される場合は、下記の委任欄に代理人の氏名と委任者（株主様）の印字名をこの表のうえ、ご印印ください。また、代理人は表面の住所氏名欄の余白に「代理人」と併記して住所氏名をご記入ください。なお、代理人がお受取りになる場合は、委任者（株主様）と代理人両方の証明資料の提示をお願いすることがあります。

銀行払渡しの期間後のお支払い  
平記の当株株主名簿管理人にてお支払いいたします。送金をご希望の場合は、お振込送金方法を一人のうえ、下記の郵送先に本証をお送りください。いずれの場合も、必ず裏面の「受領印」欄に株主様のご印鑑を捺印のうえ、お申し出ください。なお、三菱UFJ信託銀行の各支店でもお取扱いいたします。

送金方法	送金先	送金種別	送金口座	送金金額	送金日
銀行振込	銀行コード	支店番号	口座番号	送金金額	送金日
ゆうちょ銀行	ゆうちょ銀行	支店番号	口座番号	送金金額	送金日

株主様電話番号

平成〇〇年〇〇月〇〇日までにお受取りになりませんと  
または  
支払提供の日から満〇年を経過いたしますと

※ 配当金領収証は、ゆうちょ銀行用とその他の銀行用の2種類がございますが、領収証の表面の「払渡しの期間」「銀行取扱期間」以降のお取扱いはどちらの様式でも同じです。

## よくあるご質問

- Q1 配当金を受取っていないが、配当金領収証が手元にない場合はどうすればいいですか？  
A1 配当金領収証を紛失された場合は、下記お問い合わせ先へご連絡ください。お手続き書類を郵送いたします。
- Q2 配当金領収証の払渡しの期間（銀行取扱期間）が過ぎてしまったが、どうすればいいですか？  
A2 配当金領収証の表面「受領印（ご押印）」欄にご押印いただき、裏面「送金方法指定欄」に必要事項をご記入の上、下記ご郵送先へお送りください。または、配当金領収証の表面「受領印（ご押印）」欄にご押印いただき、三菱UFJ信託銀行本支店窓口へご持参ください。  
ただし、会社の定める配当金支払最終日が経過、または、会社の定める配当金を受領できる期間（除斥期間）が満了いたしますと、配当金領収証をお持ちであってもお受取りいただけませんので、ご了承ください。
- Q3 株主本人が亡くなった場合、受取っていない配当金は受取れますか？  
A3 相続のお手続きが必要となりますので、下記お問い合わせ先へご連絡ください。お手続き書類を郵送いたします。

**お手続き・お問い合わせ先**（受付時間：土・日・祝祭日等を除く平日9：00～17：00）  
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 0120-232-711  
大阪証券代行部 0120-094-777

**ご郵送先**  
〒137-8081 東京都江東区東砂7-10-11 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部  
〒541-8502 大阪市中央区伏見町3-6-3 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部